

2018年3月9日

佐賀県知事 山口 祥義 様

日本労働組合総連合会
佐賀県連合会 会長 青 柳 直

要 請 書

拝啓 早春の候、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。平素は当連合会の活動に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私たち連合は、2018 春季生活闘争（以下、春闘）を「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「人的投資の促進」「ディーセント・ワークの実現」をめざす取り組みと位置づけ、そのためには、引き続き所得向上による消費拡大をはかる必要があるとの認識のもと、すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」と「格差是正」の実現に取り組む考えです。

2018 春闘では、賃金の社会的水準確保を重視した取り組みを継続するとともに、とりわけ中小企業労働者や非正規労働者の月例賃金・時給の改善のために、「大手追従・準拠などの構造の転換」と「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の運動を前進させる取り組みを推進する考えであり、規模間格差是正の取り組み（中小の賃上げ）として、連合全体の平均賃金水準との差額を上乗せした水準に賃金カーブ維持分を含め、10,500 円以上を目安に要求する考えです。

特に、雇用労働者のうち非正規労働者は2,081 万人（労働力調査 2017.12 速報値）と約4割を占めており、質・量の側面で一般労働者（正規）と同等の仕事を行っているにもかかわらず、賃金や処遇に格差が存在する場合も多い実態にあります。また、非正規労働者の約7割を占めるパート・アルバイトの時間給は、一般労働者（正規）の6割に満たない水準であり、さらに非正規労働者の15.6%（296 万人/2016 年平均）は今の雇用形態を余儀なくされている不本意非正規であります。

超少子高齢化が進む中、企業の人材確保に向けた取り組みは一段と強まっており、このような時代だからこそ、すべての労働者が安心して働き続けられ、生活の安定のためにも早急に正社員として働く場を保障する必要があります。

あわせて、男女の人権が尊重され、その持てる能力を発揮できる社会を作っていくことは日本の社会・経済の活性化と持続可能性維持にとっても極めて重要であるとの認識のもと、職場における男女平等の実現が必要であり、健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現、人口減少・少子高齢社会が進むわが国の社会構造を踏まえ、「社会生活の時間」の充実を含め、ワーク・ライフ・バランス社会（時短の取り組みを含め）の実現をめざす必要があります。

連合は、春闘での労働条件改善の取り組みとともに、すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」に向け、「政策・制度実現の取り組み」を運動の両輪として推し進める考えであり、安心社会の実現へ向け、生活改善・格差是正の取り組みとして、自治体の予算反映などを求め、その実現に取り組んでいます。

つきましては、別紙のとおり政策・制度を要請いたしますので、必要な措置について引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

敬 具

2018 春季生活闘争 佐賀県への要請事項

1. 地域の多様な主体との連携強化による産業政策と雇用創出の一体的推進について

- (1) 現場力を担う技術・技能人材の育成・継承を支援するため、地域のものづくり政策と一体となって、地域産業の体験学習などの地域産業教育を推進するとともに、インターンシップを単位として認める制度を普及させること。
- (2) 地域の特性を活かした地場産業の育成や地域雇用の拡大をはかるため、自治体・労・使・地域のNPO等との連携を更に強化し、雇用創出を促進すること。
- (3) 国・都道府県・市町村・地元経済界などで構成される地域雇用創造に関する会議や協議会などへの労働者団体の参加を確保し、地域の雇用創出、地域活性化策などについて総合的に検討し推し進めること。

2. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた長時間労働の是正について

平成27年9月7日、佐賀県、佐賀労働局、経営団体、労働組合においては、働く者が意欲と能力を十分に発揮し、安心して働ける環境の整備に向けて、年次有給休暇の取得促進をはじめとした「佐賀『働き方改革』に向けた共同宣言～ワーク・ライフ・バランスの実現を目指して～」に署名し、市町自治体や各団体等と連携しながら取り組みを進めている。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた時間外労働の縮減や年休取得促進の取組を強化し、労働時間の短縮をはかること。あわせて、出産、育児、介護等それぞれのライフステージに応じた多様な働き方ができる環境整備に向け強力で推進すること。

3. 公契約条例の制定による公契約の適正化について

適正な公契約のあり方を持続的に実現するためには、公契約条例を制定することが必要である。全国的にも公契約条例制定が進んでおり、さらに複数の自治体で制定が検討されている。また、公契約条例が成立した自治体では「適正な労働条件と公共サービスの質の向上をはかることができ、地域経済の活性化を実現することができた」など、地域活性化に有効であるとの報告が寄せられている。

佐賀県における公契約条例の制定に向け、研究を進めること。

4. 介護サービスの充実と人材の確保について

「地域包括ケアシステム」の整備にあたっては、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるために、質・量ともに十分なサービスの提供体制を整備するとともに、家族の介護を担う労働者が、介護をしながら働き続けることができるよう、総合的な相談・支援体制を充実・強化すること。

5. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と保育職場の環境改善について

- (1) 「子ども・子育て支援新制度（2015年4月より実施）」に基づき、子どもや子育て家庭がおかれている環境、地域の実情を踏まえ、私立幼稚園も含めたすべての幼稚園・保育所が新制度に移行できるよう各自治体と連携・支援を図り取り組みを進めること。

- (2) 子どもの安心と健やかな成長のためには、幼児教育・保育の「質の確保」が必要であることから、幼稚園教諭・保育士等の労働条件と職場環境の改善（正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置等）に努めること。

6. 教育の機会均等の保障とこどもの貧困対策について

- (1) 貧困の連鎖を防ぎ、家庭の経済状況の格差が教育の格差につながらないように、高等教育における給付型奨学金の導入などを通じて、すべての子どもが学ぶための教育機会を保障すること。
- (2) いじめ問題等の解消に向けて、養護教諭の複数配置やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての小中学校に常勤配置として積極的に進めること。
- (3) 子どもの就業意識や勤労観を高めるため、労働体験やものづくり体験、労働法などに関する教育カリキュラムを充実させること。
- (4) 「子どもの貧困」の解消に向けた教育の機会均等を保障するため、地域における貧困家庭の子どもの実態を十分に把握し、市町と連携し、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行うこと。

特に、就学援助制度については各自治体と連携し、準要保護者認定基準を参考にしながら対象者が広がるよう認定基準の見直しや就学前に援助が実施されるよう制度の拡充に向け支援すること。

また、保護者の負担軽減や少子化対策として全国的に拡がりつつある学校給食費の無償化や中学校での学校給食完全実施について、未導入の自治体が前向きに検討出来るよう支援すること。

7. 公務労働の人員確保と臨時・非常勤職員の処遇改善について

佐賀県の恒常的業務には、正規職員を充てること。また、佐賀県職員として働く臨時・非常勤等職員について、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成32年4月1日施行予定）を踏まえ、職務や勤務形態等に応じた適切な任用や一般職非常勤職員への任用替えの際の処遇の引下げ及び解雇・雇止めを行わず、経験や勤務実態を加味し、正規職員への転換を推進すること。

8. 切れ目のない医療を提供する体制の確立について

2016年3月に「佐賀県地域医療構想」が策定され、また総務省からの「新公立病院改革プラン」の策定により、公立病院を持つ自治体では病院機能の見直しや経営改革が進められている。

については、各自治体と連携を図り、公立病院は「地域包括ケアシステム」構築においても中核となる医療機関であることから、経営難等による安易な民間移譲・統廃合を行わず、地域の医療を守る責務をどう果たすべきかとの視点での慎重な議論となるよう支援・指導を行うこと。

また、看護職員の離職防止に向けて、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの確保を進めるため、労働時間管理を厳格に行うための体制を確保すること。

以上